

町田市主任介護支援専門員新規研修受講者推薦事務取扱

第1 目的

この事務取扱は、町田市における地域包括ケアシステムを構築するために、主任介護支援専門員の役割を明確にし、町田市介護保険事業に協力・貢献ができる者を推薦する上での必要な事項について定めるものとする。

なお、推薦においては、東京都が主催する研修の受講要件を満たすことが必須である。

第2 主任介護支援専門員の役割

主任介護支援専門員は以下の役割を担う。

- 1 地域の介護支援専門員が抱える問題を把握し、適切な指導・助言を行うことで、ケアマネジメントの質の向上を図ること。
- 2 所属する事業所における人材育成及び業務管理を行うこと。
- 3 事業所・多職種間の連携調整を図り、適切な援助を行うこと。
- 4 地域課題の把握に努め、課題の解決に向け取り組むこと。
- 5 介護保険制度のサービスや制度外のサービスについての情報を収集し、地域における社会資源の把握に努めること。
- 6 社会資源の開発、地域のネットワーク構築等、地域づくりを行うこと。
- 7 町田市が行う事業及び町田市主任介護支援専門員協議会に積極的に参加・協力すること。

第3 推薦基準

以下に該当した上で、町田市が認めた者を推薦する。

1 町田市推薦要件

以下(1)及び(2)の全て、並びに(3)のいずれかに該当すること。

(1) 被推薦者が勤務する事業所の要件

- ア 事業所の実地検査（東京都、町田市の実地指導等）の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること又は当年度末までに終結する見込みであること（ただし、やむを得ない事情があると認められる場合を除く）。
- イ 直近1年間に、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する日数を要介護認定の有効期間の半数を超えて居宅サービス計画へ位置付けていないこと（ただし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除く）。
- ウ 直近1年間に、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた場合に、当該居宅サービス計画を町田市に届け出ていること。
- エ 直近1年間に、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証に該当した場合に、当該居宅サービス計画を町田市に届け出ていること。

（2）被推薦者の要件

- ア 東京都主任介護支援専門員研修の受講要件等を満たしていること。
- イ 高齢者支援センター又は関係機関と連携し、困難事例（虐待やサービス受入拒否等）のケアマネジメントを担当したことがあること。
- ウ 継続的に、町田市や高齢者支援センター等が主催する研修会、事例検討会、圏域型地域ケア会議、町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト等に積極的に参加していること。
- エ 過去に町田市が町田市介護人材開発センターと共催する「相談援助研修初級編」及び「相談援助研修 上級編」に全て出席していること（ただし、やむを得ない事情があると認められる場合を除く）。又は、当年度受講する場合は、全てに出席見込みであること。なお、当年度受講する場合は、研修修了後、町田市へ受講証

明書の写しを提出すること。出席の確認ができない場合は、次回の主任介護支援専門員の更新はできないものとする。

オ 東京都主任介護支援専門員研修修了後、引き続き町田市内の事業所等で勤務する予定があること。

(3) 被推薦者の推奨要件

ア 町田市ケアマネジャー連絡会に加入し、前年度に1回以上当該連絡会に出席していること。

イ 町田市内での実務経験が2年以上あること。

ウ 勤務する事業所において、指導的な立場(管理者等)にあること。

エ 介護予防サービス又は介護予防ケアマネジメントの計画を作成していること。ただし、本要件は居宅介護支援事業所に勤務する被推薦者を対象とし、他の事業所等に勤務する被推薦者には適用しない。

第4 選考

以下1及び2の実施により、選考に通過した者を東京都へ推薦する。

なお、推薦時の優先順位は、選考によるものとする。

1 書類選考

(1) 町田市主任介護支援専門員新規研修推薦希望申込書

(2) 受講生推薦依頼書及び同意書

(3) その他、推奨要件に必要な証明書類

2 面接選考

(1) 主任介護支援専門員としての役割の理解

(2) 主任介護支援専門員として行いたい取り組み

(3) 介護保険制度に関する理解

(4) その他、推奨要件に必要な内容

第5 研修修了後の協力

研修修了者及び事業者は以下の協力を行う。

- 1 町田市が行う事業への派遣依頼があった場合は協力をすること。
- 2 町田市及び高齢者支援センター等からの困難事例を積極的に受け入れること。
- 3 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等を行うこと。
- 4 町田市が発行する刊行物（適正化情報誌や介護保険事業計画等）を事業所内で周知し、適正な制度運用を図ること。
- 5 各圏域の主任介護支援専門員協議会に参加し、活動すること。
- 6 勤務先の変更・退職時には、町田市いきいき生活部介護保険課まで、その旨を連絡すること。

附則

この基準は、2023年6月9日から施行する。